

秋田都市計画地区計画の決定（秋田市決定）

都市計画下新城野工業団地地区計画を次のように決定する。

名 称	下新城野工業団地地区計画	
位 置	秋田市下新城野字街道端西地内	
面 積	約 47.7ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、秋田市の北西部、秋田北 I C から約 7 km、国道 7 号から約 1 km、秋田港国際コンテナターミナルから約 4 km の位置にあり、交通や物資輸送の利便性が高いほか、近隣に秋田港港湾内洋上風力発電所や大規模陸上風力発電所が立地しており、風力発電の集積地となっている。</p> <p>秋田県の県政運営の指針となる最上位計画である「新秋田元気創造プラン」においては、風力など豊富に賦存する再生可能エネルギーによる発電等の導入拡大を図り、関連産業の雇用創出等につなげることをとしており、また同プランの個別計画である「第 2 期秋田県新エネルギー産業戦略」においては、重点プロジェクトの一つとして「再エネの地産地消に向けた仕組みづくり」を掲げ、100%秋田県産再エネを活用した工業団地の整備に取り組むこととしている。</p> <p>このため、市街化調整区域である本地区において地区計画を定め、地区の特性を活かした新たな工業団地の整備を進めるとともに、建築物等の規制誘導により、周辺環境と調和した良好な操業環境の形成を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発および保全の方針	土地利用の方針	市街化調整区域である本地区において、工業団地としての発展を計画的に行うために、秩序ある土地利用を誘導し、良好な操業環境を形成する。
	地区施設の整備の方針	工業団地としての良好な操業環境の形成に向け、開発許可の技術基準等に基づき道路、緑地、雨水貯留浸透施設等を適切に整備する。
	建築物等の整備の方針	<p>①秩序ある土地利用を誘導し、良好な操業環境を形成するため、建築物等の用途の制限を定める。</p> <p>②敷地細分化等による小規模事業所の混在を防止するため、建築物の敷地の最低限度を定める。</p> <p>③周辺環境との調和を考慮して、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の高さの最高限度を定める。</p> <p>④良好な景観形成の推進のため、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又は柵の構造の制限を定める。</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めて許可したものについてはこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法別表第2（わ）項に掲げるもの 2 店舗、展示場、遊技場の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡以下のもの 3 事務所（ただし、建築物に附属するものを除く。） 4 カラオケボックスその他これに類するもの 5 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 6 公衆浴場 7 診療所、保育所その他これらに類するもの 8 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 9 自動車教習所 10 自動車車庫その他これに類するもの（ただし、建築物に附属するものを除く。） 11 畜舎 12 卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他建築基準法施行令第130条の2の2で定める処理施設の用途に供するもの
		建築物の容積率の最高限度	200%
		建築物の建蔽率の最高限度	60%
		建築物の敷地面積の最低限度	3,000㎡ ただし、公益上必要な建築物についてはこの限りでない。
		建築物等の高さの最高限度	20m
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の色彩は、周辺環境との調和に配慮し、落ち着いた色合いとする。
		屋外広告物の制限	<p>本地区計画区域内にある施設に関連する屋外広告物以外のものは、設置してはならない。</p> <p>屋外広告物は、建築物の屋上又は屋根に設置してはならない。</p> <p>屋外広告物は、周辺の景観および環境を損なわないよう表示、設置する。</p>
	垣又は柵の構造の制限	<p>建築物の敷地の囲障は、生け垣、植栽又はフェンス等の透過可能なものとする。なお、フェンス等を設置する場合は、基礎部分のコンクリートブロック等の地盤面からの高さは0.6m未満とする。</p> <p>ただし、門の部分にあってはこの限りでない。</p>	
備考			

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本地区は、交通や物資輸送の利便性が高いほか、近隣に秋田港港湾内洋上風力発電所が立地するなど、風力発電の集積地となっていることから、秋田県において、再生可能エネルギーを活用した工業団地の整備に取り組むこととしている。

このことから、本計画は、地区の特性を活かした新たな工業団地の整備を進めるとともに、周辺環境と調和した良好な操業環境の形成を図るため、新たに定めるものである。